業務の国際化と弁護士会の活動

当会は、弁護士業務の国際化に伴い、中小企業の国際進出支援を開始し、また「国際的な子の奪取に関する民事上の側面に関する条約」(以下「ハーグ条約」という)の締結を受けてハーグ案件に対応するための協議会を設置するなどの対応を行っている。また、当会は、国際委員会が窓口となり、国際法曹団体や外国の弁護士会との交流を継続的に行い、国際レベルにおける当会のプレゼンスを高めるとともに、東京で共同セミナーやレセプションを開催するなどの方法により、当会会員に外国弁護士との交流や外国法に関する情報を得る機会を提供している。さらに国際委員会では、外国法その他国際的法律実務についての調査研究も行っている。

国際委員会では、これまでも各イベントに際して適宜本誌にて報告を行っているが、本稿では当会の国際的な活動について改めて取りまとめる。以下、各活動に積極的に関与している委員より個別に報告する。今後、会員の皆様が国際的な活動により関心を持っていただく契機となれば幸いである。

国際委員会委員長 石黒 美幸 (43期)

CONTENTS

- I 東京弁護士会全体として推進している活動
 - 1 中小企業の国際進出支援
 - 2 ハーグ条約
- Ⅱ 国際委員会が主導している活動
 - 1 世界大都市弁護士会会議の活動
 - 2 友好協定関係
 - ・シカゴ
 - 香港
 - パリ
 - 3 国際法曹協会(IBA)
 - 4 世界弁護士連合会(UIA)
 - 5 ABS(Alternative Business Structures)等, 新たな課題への取り組み
- Ⅲ おわりに~若手会員の声より~

編集:国際委員会副委員長 樋口 一磨 (56 期)

東京弁護士会全体として 推進している活動



1 中小企業の国際進出支援

国際委員会委員 関口 智弘 (49期)

当会では、いわゆる金融円滑化法の期限経過後における中小企業への再生支援が喫緊の課題であること、及び、日本の企業数の大半を占め、経済成長の原動力を担う中小企業への継続的かつ専門的な法的支援が社会的に大きな要請となっていること等を踏まえ、2013年7月、中小企業に対する支援活動を行うために、「中小企業法律支援センター」(以下「本センター」という)を設置することとなった。本センターの設置を目的として、中小企業法律支援センター協議会(以下「センター協議会」という)が設置された際には、中小企業の幅広い法務ニーズに対応するため、当会内の各種専門委員会や法律研究部からも広くセンター協議会の委員を募り、国際委員会からも2名の委員がセンター協議会委員として派遣された。

本センターにおいては、中小企業の相談者からの相談窓口として本センター専用の受付電話を設け、「コンシェルジュ」と呼ばれる当会会員が電話対応を行った後、相談内容を踏まえた上で該当する専門分野に精通する弁護士に案件を委嘱し、当該弁護士に法律相談を担当させるといった仕組みにより、中小企業支援を実施することを主眼とした。そこでセンター協議会では、各専門分野について委嘱可能な専門家について、各専門委員会ないし法律研究部から推薦を受けることとし、国際委員会においても海外展開・国際取引に関する専門家名簿を作成し、センター協議会への推薦を行った。

2014年2月、本センターが発足し、上記の仕組みによる当会の中小企業への法的支援が開始された。

国際委員会から推薦された会員は、適宜「コンシェルジュ」から配点された国際関連の案件について中小企業の法律相談に従事し、場合によっては本センター所定の条件に従って案件を受任するなどの法的支援を行っている。2015年度においては、本センターの要請により、国際委員会の推薦による委員3名が本センター委員として派遣されている。

また、本センターでは、中小企業支援に積極的に取り組む弁護士を養成するための講座として、2015年度より「中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座」を実施しており、世代を問わず、広く当会会員による中小企業支援の能力向上に貢献しているところ、当該養成講座の一環として、国際委員会の委員3名が、中小企業の海外展開に関する研修講座を実施する予定となっている(2016年2月実施予定)。

国際委員会では、上記のような動きを通じて、中 小企業の国際進出支援にも活動の幅を広げており、 今後もこうした取り組みを継続していく予定である。

2 ハーグ条約

国際委員会委員 今里 恵子(40期)

世界的に人の移動や国際結婚が増加したことにより、1970年代ころから、一方の親による子の連れ去りや監護権をめぐる国際裁判管轄の問題を解決する必要があるという認識が高まり、1976年、国際私法の統一を目的とするハーグ国際私法会議はこの問題を検討することを決定し、1980年10月にハーグ条約を採択し、同条約は1983年12月に発効した。

日本は、2011年5月にハーグ条約締結に向けた準備を進めることを閣議で了解し、返還申請等の担当

窓口となる「中央当局」は外務省が担うとの方針の もと、法務省及び外務省において、当事者や専門家 等の様々な声を踏まえつつ、実施法案が作成され、 2013年5月にハーグ条約の締結が承認された。

当会では、ハーグ条約事案(子の返還に関する事件及び子との面会その他の交流事件)に対応する弁護士紹介制度を整備した上で、当該弁護士のリストを作成し、当会紛争解決センターが運営する実施法に基づくあっせん事業(ADR)について、紛争解決センター運営委員会その他の委員会と連携して必要な制度的検討を行うために、2013年2月、ハーグ条約関連制度検討協議会(以下「ハーグ協議会」という)を設置した。

国際委員会は、ハーグ協議会に参加するべき2名の委員の選任を求められたことを受け、国際私法学者であり、かつハーグ国際私法会議日本政府代表を務めた経験のある当委員会の早川吉尚副委員長と当職が選任され、ハーグ協議会に参加することとなった。また、ハーグ協議会設置要綱においては、対応弁護士紹介制度の担当窓口、取扱事務、対応弁護士リスト掲載の要件等の確定につき、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会と協議して検討を進めるとされていたため、東京三会協議会も設置された。さらに、日弁連においても弁護士紹介制度を実施するためのワーキンググループが設置され、加えて東京家庭裁判所と東京三会との協議会も開催されることとなった。

このように、ハーグ案件は制度上、弁護士の関与が事実上不可欠とされ、海外在住者が外務省の援助により国内に所在する相手方に対して日本の家庭裁判所ないし外務省の委託する弁護士会ADR手続を利用することになるため、予想される条約締結、実施法成立、施行日程を睨みながら、関係各機関が協議

をしながら施行日までに制度運営の基盤を作っていく という珍しい例となった。

冒頭に述べたとおり、日本はかなりの期間に亘り ハーグ条約への加盟に消極的であり、条約締結によ り、諸外国の家族法制度と日本の家族法に基づく 慣行が摩擦を産むのではないかとの懸念が高かったた め、慎重な協議を必要とする争点も多く、施行日まで には非常に頻繁に会議が催された。実施法施行後、 かなりの数のハーグ案件の処理が進んだ半面、子の 福祉のためにより適切な紛争解決制度があるのでは ないかという課題も残されている。

当職は、ハーグ条約の知識が全くないままハーグ協議会に参加することになったが、2015年には、元ドイツ家庭裁判所裁判官等による日豪二国間調停研修に参加し、また、ローエイシア・シドニー大会において日弁連ワーキンググループを代表してハーグ条約実施1年目の日本の経験とADRについて報告をさせていただくなど、ハーグ協議会参加を通じて思いがけず国際家族法、ADRの勉強をさせていただくことができた。委員会活動は忙しい中で時間を取られる面もあるが、参加すれば得られるものも大きいと実感している。



ハーグ条約に関するセミナーの様子

国際委員会が主導している活動

1 世界大都市弁護士会会議の活動

国際委員会委員 中野 竹司 (59期)

(1) WCBL の概要

世界大都市弁護士会会議(World City Bar Leaders Conference;略称WCBL)は、大都市の弁護士会が抱える諸問題を共有することを目的として創設され、2000年にニューヨーク・ロンドン・パリ・東京の4弁護士会が発起人となって設立された。

WCBLは、第1回がニューヨークで開催されて以降、パリ、上海、シカゴ、ロンドン、東京、モントリオール、フランクフルト、フィラデルフィアと今まで9回にわたって開催されてきた。当会は毎回メンバーを複数派遣しWCBLに積極的に参加してきた。

(2) WCBL の様子

実際のWCBLでの様子であるが、一番最近のフィラデルフィア大会を例に見てみる。同大会は、2014年9月11日から13日まで3日間にわたり、フィラデルフィア弁護士会が主催して、フィラデルフィア市内の3会場で開催され、世界の大都市の17の弁護士会から会長または次期会長を中心とした各都市の代表が集まった。

会議では、「裁判所と弁護士の倫理と懲戒」「安全保障とプライバシー」「バーンズ財団の法的歴史」「インターナショナル・ディスカバリー」「大災害への取り組み」「司法へのアクセス」「法律ビジネス」の7セッションが行われ活発な意見交換がなされた。

例えば、「大災害への取り組み」では、大統領顧問として2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件や英BP社によるメキシコ湾海洋汚染などの被害者救済ファンド創設に尽力した著名弁護士Kenneth

R.Feinberg氏が登壇し、このようなファンド創設を訴訟社会米国での「訴訟回避の必要性」の中で位置付けたのに対し、当委員会の山原英治副委員長は福島第一原発損害賠償問題を中心に、東日本大震災以降の過去3年間、「迅速な被害者救済」を目的として当会及び当会会員ら日本の弁護士が諸活動を行い原賠ADR制度創設・運用に貢献してきたことを説明し、さらに復興への課題や近時の訴訟状況などについて、被害者相談の実体験を交え様々な角度から報告を行った。セッションではFeinberg氏と山原副委員長が意見交換を行うなど、大災害発生時の弁護士会の活動について世界各国の大都市における弁護士の貢献についての知見を知るとともに、当会の活動を世界に発信することができた。

このWCBLフィラデルフィア大会の様子や,配布 資料はホームページ (http://www.worldcitybars2014. com/) で公開されている。

(3) WCBL を通じた国際交流の促進

WCBLを通じた活動によって、当会の国際交流は 大きく促進されてきた。

例えば、2007年にシカゴ弁護士会、2010年にパリ 弁護士会そして2012年に香港大律師公會及び香港 律師會と友好協定を締結している。これらは、いずれ もWCBLに定期的に参加してきた大都市弁護士会 であり、WCBLを通じて信頼関係が醸成されてきた という側面は大きい。

また,2014年10月に国際法曹協会(IBA)東京大会が開かれた機会に、当会主催で、IBA東京大会に出席したWCBL関係者を招待してランチミーティングを開催し、世界各地の大都市弁護士会会長や幹部と当会理事者が交流を深めるなど、大盛況を収めた。



WCBLの様子

このように、WCBLを通じて培ったネットワークは、 当会の国際交流の主要な基盤となっている。

(4) 今後の課題

WCBLは概ね3日間のセッションと前日のレセプ ションが標準的なスケジュールとなっており、移動も 含めると1週間の日程確保が求められ、プレゼンテー ションの準備も必要となる。また、参加する委員は 十~数十万円程度の自己負担が避けられない現状と なっている。このように、派遣される委員の相当な負 担の上に成り立っている活動であるため、今後、活 動を継続的に実施していくための体制の整備が課題 である。また、WCBLでの成果をどのように会員に 還元していくかという点についても引き続き検討が必 要である。

友好協定関係

上記のように、当会はシカゴ弁護士会、パリ弁護 士会並びに香港大律師公會及び香港律師會と友好協 定を締結しており、それらの弁護士会との交流実績 を報告する。なお、当会は、今後も適切と考える外 国の弁護士会と積極的に友好的な関係を構築してい くことを志向している。

■シカゴ

国際委員会委員 田中 優子(56期) 冨松 宏之(64期) 三坂 和也 (64期) 光野 真純 (66期) 保田 志穂 (66期)

当会は、2007年にシカゴ弁護士会(CBA)と友 好協定を締結した後、2008年にシカゴを訪れ、CBA ヤングロイヤーズセクション(YLS)の活動を視察 するなどして交流を深めているところ、 直近では 2015年4月16日から17日にかけて、友好協定の強 化及びCBAが法曹向けに実施する継続的法曹教育 制度(CLE: Continuing Legal Education)の視察 を目的としCBAを訪問するとともに、当会との共催 セミナーを開催したので、改めて紹介する。

2015年のシカゴ訪問団には、当会若手弁護士5名 (本稿担当者) が含まれ、2008年に初めて持たれた YLSとの旧交を温めた。当会の若手弁護士とYLS との間の交流は、当会・CBA間の未来の良好な関係 の礎をなすものであり、今後もこのような機会が定期 的に持たれることが重要であると思われる。

共催セミナーのメインテーマは、調停やADR等の 手法・技術・システムにおける日米(特に東京・シ カゴ)の比較であった。詳細な内容は、本誌2015 年7月号に掲載されているので、ここではその概要を 紹介することとしたい。

当委員会の樋口一磨副委員長から「3.11東日本大 震災における日本のADR」が紹介され、当該ADR の特徴が説明されるとともに、ADRを担う人材が不 足していること、東電が和解案に合意せず紛争が解 決しないケースがあるなど問題点も指摘された。

また、当委員会の早川吉尚副委員長からは、「日 本のADRの現状」として、裁判所主導の調停と弁 護士会主導のADRが存在し、裁判所の調停の中で も訴訟に近い従来のタイプと当事者らのカウンセリン グ機能をもつ新しいタイプとに分別されることが報告 された。

加えて、当委員会の今里恵子委員からは、日本に おいては、裁判所が設営し、あらゆる民事紛争を対



CBA との共催セミナーの様子

象とした、全国一律の手続の、債務名義を得ること のできる「司法的ADR」としての調停があり、裁判 官と原則2人の調停委員による調停は歴史的に広く 国民に受け入れられており、諸外国に例をみないもの であるという説明等がされた。

このほか、CBAのTimothy Tomasik氏からは「9. 11テロリズムに関するADR」、元裁判官であるHon. James Henry氏からは「Mediations in Chicago」と 題する講演がなされ、日本で業務を行う者にとって 得がたい情報を分かり易く説明していただいた。

さらに、CBAの開催するCLEプログラム "Pitfalls in International Contracts" に同席させていただく機会も得た。

共催セミナー後はCBAにてレセプションが開催され、シカゴ訪問団が改めて温かく迎え入れられた。 CBA会員の層の厚さと人懐こい中西部気質に触れた。

さらに当会若手弁護士らは、YLSより、ランチョンやディナーに招待された。ランチョンではYLS会長Paul Ochmanek氏をはじめとする執行部と互いに交流を深めるとともに、双方の弁護士会の若手弁護士の活動やロースクール制度について意見交換し、またディナーにおいては若手弁護士が日頃考えていることや本音も聞くことができた。制度や文化の違いを知ることで、自らの置かれている世界が全体のうち僅かな一部分であることを再認識し、視野が広がるとともに、他国の弁護士と意見交換をすることで、国際社会の中での弁護士の有り様について再考する契機ともなるものであり、非常に意義深いものであった。

■香港

国際委員会委員 山口 雄(58期)

香港は、中国に位置しつつも、その歴史的経緯か

らイギリスの伝統を汲むコモンロー系の法域である (一国二制度)。このため、香港の弁護士会には、バリスター(法廷弁護士)の弁護士会である香港大律師公會(香港バー・アソシエーション。HKBA)と、ソリシター(事務弁護士)の弁護士会である香港律師會(香港ロー・ソサイエティ。LSHK)という2つの団体が存在する。

香港はかねてより官民をあげて日本との交流の拡大を希望しており、特にLSHKは積極的な意向を示していたが、当時はいずれの日本の弁護士会とも友好協定がない状況であった。このような状況にも後押しされ、2012年に当会との友好協定締結が実現した。その際、LSHKだけでなく、平生は国際的な社交の場にあまり顔を見せないHKBAとも協定を締結することができたのは大きな成果であった。

その後、香港との交流は日本全体で見ても着実な発展を続けているが(2014年に大阪弁護士会も友好協定を締結。近年、日本弁護士連合会も法律年度開始式典(後述)に参加し、さらには若手弁護士インターンシップを開始)、これらに先駆ける形となった当会は、香港交流の道を拓いたパイオニアと言えるかもしれない。

香港では、毎年1月に法律年度開始式典(オープニングセレモニー・オブ・リーガルイヤー。OLY)が挙行され、終審法院首席裁判官や両弁護士会会長・主席らによるスピーチ等が行われる。また、プレジデント・ラウンドテーブルという、世界各地の弁護士会等の要職者による意見交換会も併催され、国際会議ないし外交フォーラムの機能も有している。OLYに毎年招待を受けている当会は、副会長ないし国際委員会正副委員長以下の代表団が参加して現地で友好関係を深めるとともに、近年では、香港側とのバイ会合(二国間会合)も設定して、実務的な協力関係



プレジデント・ラウンドテーブルの様子

まで深めている。加えて、LSHKは各種の国際会議等においても積極的に朝食会等を企画しており、当会も招待を受け、定期的な交流を行っている。

また、2014年のIBA東京大会の際のように、香港側が来日する場合には、当会も表敬訪問とバイ会合の機会を設定し、儀礼と実務の両面から対応している。

その他,情報面での交流も積極的に行っている。例えば2012年の友好協定締結時には記念セミナー(テーマは「国際ビジネス紛争の解決フォーラムとしての香港」及び「中国への進出拠点としての香港」)を東京で開催しており、好評を博した。今後も法律セミナーを共催するなどして、広く当会会員への情報提供にも努めて行く予定である。

| パリ

国際委員会副委員長 山原 英治 (44 期) 同委員 廣瀬 元康 (58 期)

当会は2010年にフランスのパリ弁護士会と友好協定を締結している。その交流の一環として、パリ弁護士会が毎年恒例で開催するイベントへの参加がある。2014年12月に開催された同イベントの状況を報告する。

このイベントは「熱狂の一週間」(folle semaine) と呼ばれ、当会からは、副会長(当時)の栗林勉委 員のほか、当委員会から山原英治副委員長及び廣瀬 元康委員が出席した。

初日には、パリ商事裁判所とパリ弁護士会が他の 有志団体の支援を受けて共催する Paris Place de droit 2014 (日本語に訳すると「2014年パリ法律の 広場」) というイベントが行われた。2014年の題目は 「商事における司法的正義と真実発見」であり、フラ ンス破毀院(最高裁に相当する機関)の前判事や憲 法裁判所判事も交えてラウンドテーブルで議論が行 われた。

これに続き、Université d' Hiver du Barreau de Paris (日本語に訳すると「パリ弁護士会における 冬の大学」) というセミナーが開かれた。題目は法律 問題にとどまらず多岐にわたり、参加者の幅は広く、 法曹のみでなく政治家、ジャーナリスト、作家、哲学者、起業家、芸術家、研究者も含まれていた。

その締めとして、パリ弁護士会が世界各国の弁護士会を招聘して新年式(以下に詳述する)を開催し、これに当委員会の委員も参加する運びになったものである。

イベントの最後には、シテ島にあるパリ裁判所合同庁舎(Palais de Justice)にてLe Val du Bâtonnierと呼ばれる立食のカクテルパーティが開かれ、廣瀬委員が参加した。荘厳な歴史的建造物である裁判所合同庁舎の中で、一見したところ近代風のディスコやクラブのように青白い照明に包まれて音楽等が奏でられる会場は、日本の法曹界では想像し難い格調とフランス独特の美意識が融合したものにも思われた。

この「熱狂の一週間」の中で最も中心的な位置づけを占めるのが、Rentrée Solennelle du Barreau de Paris (日本語に直訳すれば、「パリ弁護士会における公式の新年度開始式典」であるが、以下単に「新年式」という)という行事であり、パリ市内(カルチェ・ラタン付近)にあるメゾン・ドゥ・ミュチュアリテ(Maison de Mutualité)の大講堂にて行われた。

この新年式のコンセプトは、パリ弁護士会の会長・ 副会長をはじめとするフランス実務法曹を代表する者 らが、フランスで民事・刑事分野の法案作成や司法 関係の公共政策の監督を担う司法省 (Ministère de Justice) の幹部らに対して、フランスの法律や司法 制度に関連して実務の最前線で生じる問題意識を表明するとともに、弁護士会の日々の活動についても 行政の理解を求めた上で、これに対して司法省幹部 らが答弁や意見交換をして議論を行うというものである。

この新年式において、現在のフランス法曹界が抱える課題としてパリ弁護士会長のPierre-Olivier Sur氏が司法省幹部らに対して提起した主な問題は、以下のとおりである。

まず、フランスにおける企業内弁護士の導入の是非については、最も多くの時間が割かれた。フランスでは、弁護士が金儲けに関与すること勿かれという考え方が伝統的に根強く、従業員として営利企業に従属する企業内弁護士については否定的・謙抑的な見解が趨勢である。現に、パリ弁護士会は企業内弁護士としての弁護士登録を受理せず、法律事務所で勤務する弁護士が企業の法務部に就職する場合には、弁護士登録を抹消しなければならない。フランスにおける企業内弁護士への規制については、諸外国の影響を受けて若干緩和の方向に議論がなされている側面もないわけではないが、弁護士会と司法省のいずれも、(特に訴訟代理の局面で)弁護士の職権の独立性や守秘義務、利益相反等の観点から容易にはこれを是認し難いという批判的な論を展開した。

そして、日本でも同様の議論がみられることと思われるが、司法研修所(École de Formation du Barreau)における法曹教育のあり方(とりわけ法曹業務の国際化と裁判外紛争解決制度の導入等)、パリ(首都圏)とその他の地方における法曹業務の性質・量の格差のほか、弁護士の秘匿特権の保護についても議論がなされた。

これらに加え、弁護士間でのプロボノ活動への積極性の格差、刑事司法と人権をめぐる問題、集団訴訟を促進するためのITシステムの構築、弁護士の復代理制度と手続合理化等が話題に上った。

その他,新年式では、著名な法曹人であった物故者に対する悼辞や、自国における法曹制度の改善を訴えるトルコ弁護士の演説等も行われた。

当委員会はテロ直後で緊迫する2015年12月にも 新年式に渡辺彰敏副会長,山原副委員長の2人を 代表としてパリに送った。

今後も当会会員がこの新年式に積極的に参加することを契機にパリ弁護士会と公私の交流をさらに深めることができれば幸いである。また、弁護士自治を独自の方法で堅持しているパリ弁護士会がフランスの司法制度や社会環境に与えた影響やその教訓は、当会が日本の法曹界で果たす役割との関係でも大いに参考になるものであり、当会会員も適時にそのフィードバックを受けるに値するようにも思われる。

3 国際法曹協会(IBA)

国際委員会委員 平澤 真(61期)

東京弁護士会は、2003年から、International Bar Association (国際法曹協会;略称IBA) のBar Association Member (弁護士会会員) として活動しており、海外弁護士会との友好関係を築くとともに、会員の国際業務の支援等に役立ててきた。

IBAは、1947年に設立された世界最大の法曹団体であり、現在では、55,000人を超える個人会員(弁護士会員)と190以上の弁護士会会員を擁している。その活動は、ヨーロッパや北米のみならず、全ての大



IBA 年次大会オープニング

陸に及んでおり、ロンドン (英国)、ソウル (韓国)、サンパウロ (ブラジル)、ワシントンDC (米国)、ハーグ (オランダ) に活動拠点を有している。

IBAは、世界各国の弁護士会間における情報交換の促進、法曹の独立及び権力による介入を受けずに弁護士が活動する権利の支援、人権擁護活動を行うことなどを目的としており、業務分野ごとに設けられた委員会(Legal Practice Division;略称LPD)及び人権問題、プロボノ活動、法の支配など、公共性を有する課題を取り扱う委員会(Public and Professional Interest Division;略称PPID)による活動を通じて、個人会員に対する各種情報・サービスの提供、弁護士会活動の支援などを行っている。

IBAは、毎年、約40の国際会議を主催しているが、その中でも最大規模を誇る国際会議が年1回開催される年次大会である。2014年には、東京で年次大会が開催され、その運営を担当したホストコミッティーには、当会の会員も多く名を連ねた。また、当会では、IBAが主催する各種イベントの広報活動を支援し、それまでIBA活動に縁がなかった会員に対して、年次大会への積極的な参加を呼びかけ、結果的に、多くの会員がIBA東京大会に参加することになった。年次大会の開催地は、毎年別の都市に移動しており、2015年は、オーストリアのウィーンで年次大会が開催され、世界各国から約6000名が参加し、6日間の国際会議期間を通じて、約200のセッションが開催された。

当会では、毎年、年次大会に理事者や当委員会委員を派遣し、海外弁護士会が年次大会期間中に主催する朝食会等の各種イベントに参加したり、海外弁護士会との会合を開くなどして、海外弁護士会の役員や派遣団との間で信頼関係を構築するとともに、弁護士会が抱える課題やその克服方法について情報

共有したり、会員の継続教育のあり方について意見 交換するなどして、弁護士会活動及び会員に対する サービスの向上に役立ててきた。

今後、企業活動のグローバル化などに伴い、会員の 国際業務の重要性がますます増加していくと考えられ、 また、弁護士会としても、法曹の独立を維持し、人 権擁護活動において、責任ある役割を果たしていく ためには、当会としても、引き続き、会員のIBA活 動を支援するとともに、積極的に理事者や委員を IBAの国際会議に派遣することで、海外の弁護士会 との連携を強めることはもとより、各国の弁護士や弁 護士会が抱える国際的な課題に対して、当会の見解 や立場を発信していくことが求められているのではな いかと思われる。

4 世界弁護士連合会(UIA)

国際委員会委員 廣瀬 元康(58期)

国際法曹団体であるUnion Internationale des Avocats (世界弁護士連合会;略称UIA) は、IBAと並んで、世界100ヶ国以上の弁護士が社交を通じて法的な知見や経験を共有しあう有志の団体で、本拠地をフランス・パリにおく。日本ではこれまで会員数が比較的少なかったが、当会は2015年度からUIAの団体会員として加盟し、2014年度より2年連続で当会と共催して東京における国際法務セミナーを行っている。いずれも、コンプライアンス法務を中心とした分野に造詣の深い海外の弁護士と日本の実務家がそれぞれ一定のテーマについて自国法の視点からそれぞれ発表を行い、国内外の法制度のみならず、これを取り巻く社会的環境まで掘り下げて対比・議論



UIA との共催セミナーの様子

を行う内容であった。UIAにおける日本のプレゼンスは着々と向上しており、日本でのイベントには欧米のみでなくアフリカ等の遠い外国からの参加者も増えている。

2015年7月6日に開催されたセミナーのテーマは、「ビジネスパートナーによる腐敗行為を防止するための仕組みについて」、「事故、違法行為等の企業不祥事が発生した場合のリスク軽減策について」、「危機的状況下における企業の財産保護について」、「企業不祥事の際のメディア対応について」というものであり、UIAに所属し、上記分野に造詣の深い外国人スピーカーのほか、関連分野で豊富な実務経験を積んだ当会会員らが登壇した。

いずれのパネルにおいても、日本、中国、米国、欧州を跨ぐ比較法的な観点からの検討が行われた。すなわち、グローバルな事業環境において国を越えて生じうる企業の不祥事対応の場面では、所変われば品変わるとはよく言ったもので、自国の常識が他国で起きた問題の処理には通用しない場面もあるいうことである。当然のことであるが、国が異なれば、法令や裁判制度が異なる以上、同じ不祥事に対して企業が負う法的責任の有無や程度が異なる。他方で、そのような「法」の問題にとどまらず、むしろマスコミ等の社会的圧力を当事者となった企業側がどうコントロールするかが「法」以上に重大な影響を生じ、ひいては「法」に基づく訴訟等の帰趨も左右しうるということでもある。

セミナー後には、2015年度も2014年度に引き続き、 会場付近のレストランで立食形式の懇親会が開かれ、 そこでは講演者も含めて国内外の弁護士が歓談・交流 する場が設けられた。

また、UIAでは毎年秋に世界各地で年次大会を行っており、2015年度は10月28日から11月1日にかけ

て、スペインのバレンシアにて第59回年次大会が開催された。この年次大会では、法分野ごとの各分科会が世界各国の弁護士を集めて各国法の発表・討論を行うほか、その国の文化・特色を活かした会食、エクスカージョン、スポーツ大会その他各種の社交行事が行われている。弁護士であれば誰でも気軽に参加することのできるオープンな行事である。当会からも、2014年度(イタリアのフィレンツェにて開催)に引き続き、複数の会員が年次大会にスピーカーとして登壇している。

今後とも、日本の法曹界とUIAが国内外のイベントを通して活発に交流し、日本の法律家が海外の法文化や実務動向に関する知見を積極的に共有するのみでなく、複数国に跨る問題を抱える依頼者のために行う日々の実務においても、我が国の法曹が海外の同業者とのスムーズな協働を通じて質の高いサービスを提供できるための足掛かりになれば幸いである。

5 ABS(Alternative Business Structures) 等, 新たな課題への取り組み

国際委員会委員 伊藤 理(44期)

当委員会の活動には、外国法事務弁護士及び外国 弁護士の制度についての調査研究、外国法曹資格者 等の本邦における活動状況の調査及び対策に関する 事項、外国法その他国際的法律実務についての調査 研究なども含まれ(国際委員会規則第2条)、日弁 連における検討状況なども注視しつつ、国際的な側 面を有する弁護士制度や法律実務に関する重要な新 たな課題について研究・検討を行っている。そのひ とつが、2015年度の夏期合同研究の分科会でも取り 上げた「ABS (Alternative Business Structures)」 に関する検討であるので、一例として紹介する。

ABSとは、弁護士ではない個人や事業体が所有・ 経営に参加する法律事務所の形態である。近年、英 国をはじめとするいくつかの国で、法律事務に関する 業務に直接関わらない非弁護士も経営参加や出資を することが認められるようになり、非弁護士が事務所 経営のトップ (CEO) を務める法律事務所やプライ ベート・エクイティ・ファンドが出資する法律事務所、 さらには株式会社の形態をとり証券市場に株式を上 場する法律事務所が豪州及び英国で出現している。 わが国の外国法事務弁護士制度との関係では、この ような法律事務所に所属する外国弁護士がわが国に おいて外国法事務弁護士として活動することを認める ことに問題がないのかを検討する必要が生じている。 ABS形式の法律事務所については、非弁護士との報 酬分配の禁止や依頼者紹介の対価の授受の禁止など に触れる可能性があるのみならず、依頼者の利益より 出資者の利益の追求を優先させることにならないか、 依頼者との利益相反の問題が生じるのではないかと いった問題がある。他方、英国においてABSが導入 された狙いは、リーガルサービスの提供における競争、

イノベーション及び多様化の促進によるリーガルサービスの利用者の利便性の向上・司法へのアクセスの向上にあるとされ、その実態のさらなる研究も要請されるところである。外国法事務弁護士としての受け入れに関する審査対応については、日弁連(外国弁護士及び国際法律業務委員会)とも意見交換をしていく予定である。

ABSへの対応のほか、日本の弁護士と外国法事務 弁護士ではない国外の外国弁護士との提携(いわゆる インターナショナル・パートナーシップ)が認められ るかという問題(日本の弁護士・法律事務所の海外 進出を促進するうえで重要な検討課題となっている) や、弁護士と外国法事務弁護士を社員とする法人制 度(外国法共同事業の法人化)の導入の是非、外国 法事務弁護士の資格承認に要する本国での職務経験 期間の短縮の是非(現在は、3年間の職務経験要件 のうち最低2年間は日本国外での職務経験要件 のうち最低2年間は日本国外での職務経験が必要と されているところ、本国の資格取得から間もなく来日 し、日本で経験を積み、日本で業務を続けたいと望 む外国弁護士が増えている)など、日本経済のグロ ーバル化の進展に伴い、研究・検討すべき国際的な 法律実務に関わる課題も増加している。





ABSをテーマにした夏期合同研究の様子

おわりに ~若手会員の声より~



国際委員会委員 三坂 和也(64期)

上記のとおり、当会は国際委員会を窓口として多くの海外の弁護士会と交流を行っている。私は大変幸運なことに、国際委員会の訪問団のメンバーとして、2015年1月に香港、2015年4月にシカゴへ訪問する機会を与えていただいた。

香港では、香港律師會 (LSHK) から香港法律年 度開始式典に招待していただき、香港の裁判官や弁 護士の方々、さらには、東南アジアやオーストラリア、 ヨーロッパ等の弁護士の方々と、お互いの弁護士業 界についての情報交換を行うことができた。

シカゴでは、当会からスピーカー3名に加え、若手・中堅弁護士5名が訪問し、シカゴの若手・中堅弁護士と交流も持つことができた。

海外の若手弁護士との意見交換の中で、当会の若 手弁護士のメンバーと意見が一致していた点は、「弁 護士会を通じてもっと各国の弁護士同士の交流や共 同セミナーの機会を持つことができたら良い」という ことであった。現在でも、法律事務所間では、各国 の弁護士間の交流や業務提携が活発に行われている ことと思うが、海外とのコネクションがない事務所が 海外の弁護士と交流を持つきっかけを得ることはなか なか難しいのが実情と思われる。私は、現在企業に て国際案件を担当しており、海外の弁護士と接する 機会があるものの、以前は一般民事事件を中心に扱 う事務所に所属していたため、海外の弁護士とのコ ネクションを作ることは非常に難しい状況であった。 このような場合でも、会員が、所属している弁護士 会を通じて海外の弁護士とコネクションを持つ機会を 得ることができれば、扱うことができる業務の幅を 広げることができるように思う。日本がハーグ条約に 加盟したことなどからも、 今後は企業法務のみなら

ず,一般民事事件においても日本の弁護士が海外の 弁護士とのコネクションを持つことは必須であると 感じる。

そのためにも、当会が海外の弁護士会との友好関係の構築と強化を継続して行っていくこと、会員に対して海外の弁護士との交流の機会を提供していくことが重要であり、さらに、多くの若手弁護士が海外の弁護士との国際的なネットワーク作りに参加して行く必要があると考える。

私は、弁護士登録直後は委員会活動になかなか参加できなかったが、国際案件の需要の増加から、弁護士会としての国際的なネットワーク作りの必要性を感じ、国際委員会の活動を積極的に行うようになった。委員会活動は無償ではあるが、普段の弁護士業務では得られない多くの経験を得ることができ、個人としても非常に大きな収穫を得ている。今後も、多くの会員の方々が海外の弁護士、法曹団体とのコネクションを持つことができるよう、海外の法曹団体との友好協定の維持・強化、共同セミナーの企画・開催等に努めていきたいと考えている。また、会員の方々においては、国際委員会が中心となって提供するそのような貴重な機会に、是非とも積極的にご参加いただければ幸いである。



CBA ヤングロイヤーズセクションとの集合写真